

別紙 1

豊北斎場収骨室エアコン取替修繕仕様書

- 1 業 務 名 豊北斎場収骨室エアコン取替修繕
- 2 業務場所 下関市豊北町大字滝部 2 2 4 1 番地 1
豊北斎場 収骨室
- 3 業務期間 契約締結日から令和 7 年 6 月 3 0 日（月）まで
- 4 作業実施日 土曜日、日曜日及び祝日を除く火葬業務を実施しない日
- 5 業務内容 豊北斎場の収骨室に既設のエアコンの撤去、処分及び新設エアコン設置を行う。

【① 既設エアコンの撤去・処分】

既設エアコンを適正に撤去、処分する。

【② 新設エアコン設置】

天井カセット 4 方向 2 . 3 馬力 三相 2 0 0 V

●既設エアコンと同等能力以上可。

冷媒配管一式 ドレン配管一式 電気配線一式

室外機～室内機まで

●上記以外に当該エアコンを正常に運転させるために必要な作業は全て含む。

●室外機については、既存室外機の設置場所と同じ場所に設置を行うこと。

●設置後、正常に運転可能であるかの確認を豊北総合支所市民生活課職員立会の下、行うこと。

※詳細な箇所は別紙 2 平面図のとおり。

※必要に応じ現地確認を行い、実地熟覧の上、入札を行うこと。現地確認の際は、あらかじめ豊北総合支所市民生活課の許可を得て行うこと。

※業務を行う前に豊北総合支所市民生活課と作業日時等を協議し、斎場の運営に支障をきたすことがないようにすること。

- | | |
|--------|---|
| 6 提出書類 | (1) 撤去及び設置写真（施工前、施工中、完成）
(2) その他豊北総合支所市民生活課が指示するもの。 |
| 7 その他 | (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務実施にあたって疑義が生じた場合は、協議の上決定すること。
(2) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙 3 特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。
(3) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙 4 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
(4) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンを使用しないこと。 |